

三田市議会事務局処務規則新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 (専決) 第7条 事務局職員の事務の専決については、三田市事務処理規則(昭和51年三田市規則第27号。以下「規則」という。)を準用する。この場合において、規則別表第2中「部長等」及び「<u>室長等</u>」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。 2 省略 以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 (専決) 第7条 事務局職員の事務の専決については、三田市事務処理規則(昭和51年三田市規則第27号。以下「規則」という。)を準用する。この場合において、規則別表第2中「部長等」及び「<u>次長等</u>」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。 2 省略 以下省略</p>